

淀川河川公園協議会（仮称） 部会運営規定（案）

（目的）

第 1 条 この規定は、淀川河川公園協議会（仮称）規約第 10 条第 2 項に基づき、淀川河川公園の整備や管理運営に関する協議を行う部会の運営等を定めるものである。

（協議）

第 2 条 部会は、第 1 条に定める目的を達成するために、以下のことを行う。

- （１）淀川河川公園基本計画の方針や内容、ゾーニング計画に基づき、公園整備計画案に関する協議
- （２）公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関する協議
- （３）その他、部会の目的達成に必要な事項の協議

（設置）

第 3 条 部会は、淀川河川公園協議会（仮称）（以下、協議会）にて合意された場合に設置される。

（部会員）

第 4 条 部会員は、次のうち、協議会の会長及び事務局が指名する者で組織する。

- （１）協議会の委員
- （２）その他、会長及び事務局が必要と認める者

（部会長）

第 5 条 部会には、部会長 1 名を置く。

- 2 部会長は、部会に属する部会員のうち、協議会の会長及び事務局の指名により決定する。
- 3 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、互選によって指名された部会員が部会長の職務を代行する。

（報告）

第 6 条 部会は、協議会に対して、協議内容の報告を行うものとする。

- 2 協議会の会長は、部会に対して、協議内容の報告を求めることができる。

（解散）

第 7 条 協議会は、協議会での合意により部会を解散させることができる。

（規定の変更）

第 8 条 本規定を変更するときは、協議会において合意を得るものとする。

附則

本規定は、令和●年●月●日から施行する。